

# 近代セールス

11.1 金融業務の総合ナビゲート誌  
2011

www.kindai-sales.co.jp

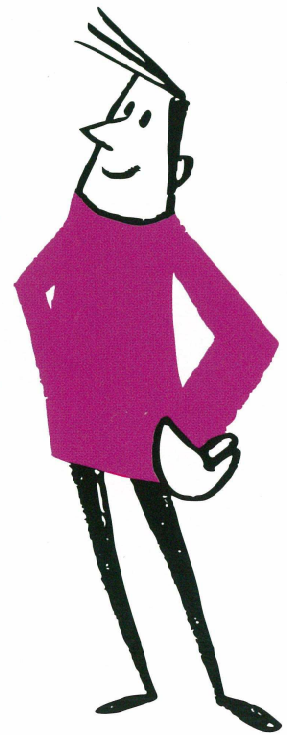
平成23年11月1日発行(毎月2回1E・15日発行) 昭和31年11月21日第3種郵便物認可 第56巻第21号通巻1141号

特集

# A B L で

# 中小企業を支援する

提案のための必要知識とモニタリングの進め方

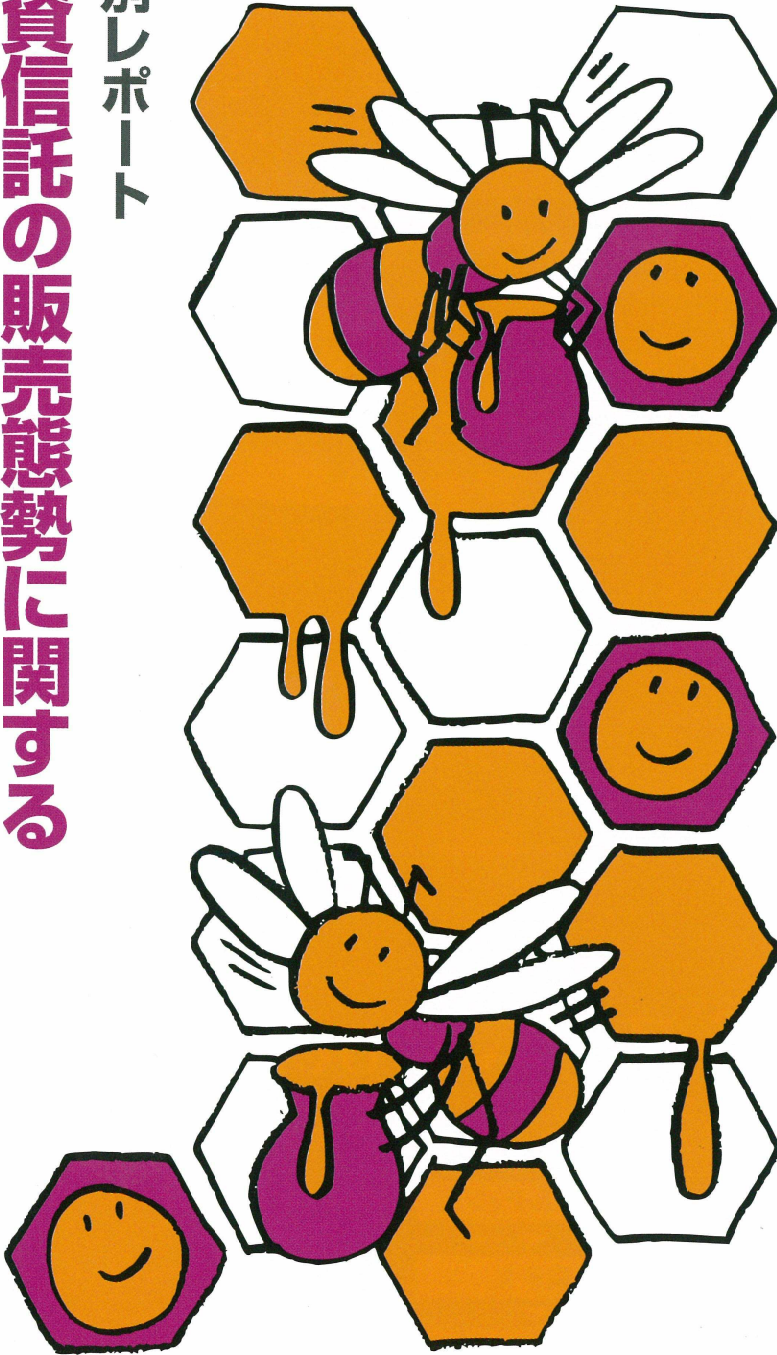


特別レポート

## 投資信託の販売態勢に関する

## 金融庁検査の変化にどう対応するか

実際の指摘事例を踏まえた態勢整備のポイント



取材企画

レポート  
できる渉外リーダーの活動術  
第9回●武蔵野銀行草加支店

支店長に聞く!  
営業店の融資戦略  
第49回●城北信用金庫みのり台支店

連載

マンガ・近藤優の  
リテール相談日記  
第32回●分配金について理解していないお客様

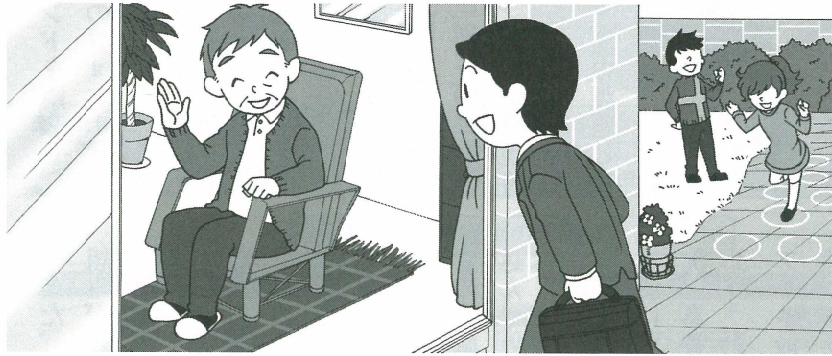
徹底解明!  
勝ち組企業の「経営力」  
第32回●しまむら

おかげさまで  
55周年



徹底マスター！

# 相続アドバイス上達への道



第12回

## 震災に関する相続税の特例

●執筆●

**黒川 明** (税理士)

黒川税理士事務所代表。相続税に関するアドバイスを得意とするとともに、相続税がらみの関連業務・タックスプランニングを手がける。



今回は税務編



東日本大震災により、相続税の申告や納付を期限までに行うことができませんでした。どうしたらよいですか？ また、震災によって相続財産の一部が被害を受けたのですが、評価額は変わるのでしょうか？

平

成23年3月11日に発生した東日本大震災は、想定を超える大惨事を引き起こした。家屋の全壊、半壊、流失に留まらず、地形までも変える土地の地盤沈下や津波による塩害、広範囲に及ぶ放射能汚染等、現在も甚大な影響を及ぼしている。

このような被災の実態に対応するため、4月27日に成立した「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下「震災特例法」）によ

り、3月10日以前に相続が開始した場合における課税価格の特例が設けられた。

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の5県を対象に地域指定が行われ、この地域内に納税地（被相続人の住所地）を有する者は、すべての税目の申告・納税等の期限が延長された。本来ならば、相続税の申告は被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10カ月以内に行うことになっていたが、今回の災害状況が落ち着いた後、延長された期限までに申告・納付をすればよいこととなったのである。

一方、被相続人の住所地が指定地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）以外の場合には、「災害による申告・納付等の期限延長申請書」を、納税地の税務署長に提出する必要がある。これにより災害がやんだ日から2カ月以内の範囲で、申告等の期限が延長される。

次に被害を受けた相続財産の評価額だが、震災特例法によると相続税・贈与税については次の特例



図表1 被害割合表

(国税庁ホームページより)

区分	被害区分		被害割合		摘要
			建物	家庭用財産	
損壊	全壊・流出・埋没・倒壊 (倒壊に準ずるものを含む)		100	100	被害建物の残存部分に補修を加えても、再び建物として使用できない場合 建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の70%以上である場合
	半壊		50	50	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	建物の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用する。 なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用する。  ・床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用する。  ・二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいう。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床下		15 (0)	—		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、津波による流出で「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用する。

図表2 保険金等による補てんがある場合の被害割合の計算方法

被害割合 =	$\frac{\text{被害があったときの時価として} \textcircled{1}、\textcircled{2}、\textcircled{3} \text{または} \textcircled{4} \text{により求めた価額} \times \text{図表1の被害割合} - \text{保険金等による補てん額}}{\text{被害があったときの時価として} \textcircled{1}、\textcircled{2}、\textcircled{3}、\text{または} \textcircled{4} \text{により求めた価額}}$
①建物	建物の取得価額から「償却費相当額」を差し引いた金額とする
②家庭用財産	家庭用財産の取得価額から「償却費相当額」を差し引いた金額とする
③車両	取得価額から「償却費相当額」を差し引いた金額とする
④その他	農機具および船舶等の事業用(農業用)財産の価額については、上記①に準じて計算した金額とする

では、震災により被害を受けた相続財産は、どのように計算すればよいのか。  
「被害を受けた部分の価額」は、個々の相続財産または受贈財産に被害の割合の程度(被害割合)を乗じることにより計算する。ここでいう「被害割合」は、被害額(保険金等による補てん額を控除した金額)を、被害があったときの時価(その財産が被害を受ける直前の価額)で除した割合となる。  
また、被害額および被害があつ

**保険金等の補てんの有無で被害割合は変わる**

例えば、平成23年3月10日までに相続または贈与により土地および建物を取得した場合において、震災により、土地については地価の下落が生じ、建物については半壊したときは、土地は震災特例法により、建物は災害減免法により課税価格が減額される。

が設けられている。

〈相続税関係〉

- ① 特定土地等・特定株式等についての相続税の課税価格の計算の特
- ② 特定土地等・特定株式等を取得

した場合の相続税の申告期限の特

例 〈贈与税関係〉

- ① 特定土地等・特定株式等についての贈与税の課税価格の計算の特
- 例

② 特定土地等・特定株式等を取得した場合の贈与税の申告期限の特

例

- ③ 「住宅取得等資金の贈与税の特例」に係る入居要件等の特例
- 震災特例法の適用対象財産は、一定の土地等および非上場株式等であり、原則として建物、家庭用





図表3 家族構成別家庭用財産評価額 (国税庁ホームページより)

世帯主の年齢	夫婦	独身
～29歳	500万円	300万円
30～39歳	800万円	
40～49歳	1100万円	
50～歳	1150万円	

(注) 大人(年齢18歳以上) 1名につき130万円加算、子ども1名につき80万円加算

たときの時価が明らかでない場合には、次に挙げる6つの方法により被害割合を計算することができ  
る。  
①保険金等による補てんがない場合の被害割合：被害を受けた財産について保険金等による補てんがない場合は、「図表1・被害割合

表」により被害割合を求める。

②保険金等による補てんがある場合の被害割合：被害を受けた財産について保険金等による補てんがある場合は、「図表2の算式により被害割合を計算する。

申告等の時点で保険金等による補てん額が確定していないときは、受け取ることとなる保険金等の金額を見積もり、その見積額を被害額から差し引いて「被害割合」を計算することになる。なお、その見積額が、後日確定した保険金等の金額と異なる場合には、遡って訂正することに留意してほしい。

### 津波の被害を受けた場合の被害割合の計算とは…

③津波により地下階が浸水した場合の被害割合：地下階が駐車場や倉庫などのように床面、壁面等に仕上げが施されていないコンクリート打放などの場合を除いて、地下階が浸水した場合は、「図表1・被害割合表」の「床上」を「地下階上」と読み替えて「二階建以上」欄の被害割合を使用す

る。

④津波により住宅が浸水(床上30cm・平屋)し、海水が流れ込んだ場合の被害割合：海水が流れ込んだきた場合の被害割合は、「図表1・被害割合表」の「浸水」の「床上50cm未満・平屋」欄の上段の割合40%となる。

⑤住宅の一部が津波により損壊したうえ、浸水(床上30cm・二階建住宅)した場合の被害割合：「図表1・被害割合表」による被害割合は、被害の種類ごとに被害割合を加算するため、一部損壊したうえに海水による浸水があった場合の被害割合は「5%(一部破損) + 35%(床上50cm未満・二階建住宅) = 40%」。

### 被害を受けた個々の財産を個別に計算することも

⑥取得価額が明らかでない場合の家庭用財産の価額の計算：「図表3」により、世帯主の年齢および生計を一にする親族の数に応じて計算する。  
例えば、世帯主である夫(60歳)と、生計を一にする親族が妻

と子ども1人(15歳)の場合は、「1150万円(世帯主が50歳以上の夫婦欄の金額) + 80万円(子ども1名の加算額) = 1230万円」となる。

また、世帯主である妻(60歳)が夫と死別、生計を一にする親族が子ども1人(15歳)の場合は、配偶者と死別しているため、「図表3の「夫婦」欄の金額から、大人1名分の加算額(130万円)を差し引いて計算する。つまり「1150万円(世帯主が50歳以上の夫婦欄の金額) - 130万円(大人1名の加算額) + 80万円(子ども1名の加算額) = 1100万円」となる。

なお、「被害割合」が実態にそぐわないと認められる場合には、被害を受けた個々の財産について個別に計算することとなる。

被害の実情を個々の事情により判断し、震災特例法および災害減免法をおおいに活用して減免措置の適用を受けられるように、ぜひとも専門家のアドバイスを受けることをお勧めしたい。